

公立大学法人奈良県立大学外国人留学生宿舎に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）が外国人留学生のために借り上げる住宅（以下「留学生宿舎」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(留学生宿舎の設置、管理及び運営)

第2条 留学生宿舎の設置に当たっては、事務局長が選定を行い、理事長の承認を受けて所有者と賃貸借契約を締結するものとする。

2 留学生宿舎の管理運営は事務局長が行う。

(入居資格)

第3条 留学生宿舎に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 奈良県立大学（以下「本学」という。）との学生交流協定に基づき、本学に在学する外国人留学生
- (2) 海外の大学からの研究生等、前号に準じて留学生宿舎に入居させることが適切であると理事長が認める者

(入居手続)

第4条 留学生宿舎に入居を希望する者は、入居申請書（第1号様式）を事務局長に提出しなければならない。

- 2 事務局長は、前項の申請を適当と認めたときは、入居を許可する。
- 3 事務局長は、前項の許可をした者（以下「入居者」という。）に対して、入居許可書（第2号様式）を交付するものとする。
- 4 入居者は、前項の許可を受けた場合は、速やかに留学生宿舎に入居するとともに、入居届兼誓約書（第3号様式）を事務局長に提出しなければならない。

(入居期間)

第5条 留学生宿舎に入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、原則として1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長がやむを得ない事情があると認めた場合は、入居期間の延長を許可することができる。

(使用料等)

第6条 入居者は、月の1日から末日までについて、当該月の末日までに法人に使用料を納付しなければならない。

- 2 第3条第1号に掲げる者の使用料の額は次の各号のいずれか高い方の額とする。
 - (1) 法人が留学生宿舎の所有者に対して支払う賃料の月額（以下「賃料月額」という。）の2分の1の額（1円未満切り捨て）
 - (2) 賃料月額から25,000円を控除した額
- 3 第3条第2号に掲げる者の使用料の額は賃料月額の全額とする。
- 4 入居者が月の途中で入居又は退去した場合は、その月について入居者が納付すべき使用料の額は日割により計算する。
- 5 入居に係る電気、ガス、上下水道、NHK放送受信料、電話料金等の費用は別途入居者が負担するものとする。ただし、賃料月額にこれらの費用が含まれているときはこの限りでない。
- 6 入居の開始に係る初期費用、退去に係る清掃料金等留学生宿舎の所有者に対して支払う費用のうち賃料を除くものは法人が負担する。ただし、次条第3項に規定する原状の回復又は損害の賠償に要する費用についてはこの限りでない。

(入居者の義務)

第7条 入居者は善良な管理者の注意をもって留学生宿舎を使用しなければならない。

- 2 入居者は、留学生宿舎の所有者と法人との賃貸借契約における入居者の義務を遵守するほか、使用に当たっては事務局長の指示に従わなければならない。
- 3 入居者が故意又は重大な過失により、留学生宿舎の施設、設備及び備品を滅失し、破損し、又は汚損したときは、直ちに原状を回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(入居の許可の取り消し)

第8条 事務局長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第4項、第6条又は第7条の規定に違反したとき
- (2) 第4条第1項の申請に当たって、虚偽の申請を行い許可を受けたとき
- (3) 疾病その他留学生宿舎での生活に適さないと認められるとき。
- (4) その他留学生宿舎の運営上重大な支障を与えるおそれがある等、許可を取り消す正当な事由があると認められるとき。

(退去)

第9条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに留学生宿舎から退去しなければならない。

- (1) 入居の許可を受けた期間を満了したとき
 - (2) 第3条の入居資格を喪失したとき
 - (3) 前条に基づき入居の許可を取り消されたとき
- 2 入居者は、留学生宿舎を退去しようとするときは、退去の日の15日前までに退去届(第4号様式)を事務局長に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 留学生宿舎に関する庶務は、地域交流センター国際交流室において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、留学生宿舎の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において既に留学生宿舎に入居しており、引き続き入居しようとする者は、施行日以降速やかに第4条の手続きをとらなければならない。

第1号様式（第4条関係）

入居申請書

年 月 日

公立大学法人奈良県立大学事務局長 様

奈良県立大学留学生宿舎に入居したいので、公立大学法人奈良県立大学外国人留学生宿舎に関する規程第4条第1項により、下記のとおり申請します。

署名	
----	--

記

所 属	
国又は地域名	
在 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
入居希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
現 住 所	〒
電 話 番 号	
e-mail	

奈良大第 号
年 月 日

（留学生氏名）

入居許可書

公立大学法人奈良県立大学事務局長

年 月 日付けで申請のあった奈良県立大学留学生宿舍への入居について、公立大学法人奈良県立大学外国人留学生宿舍に関する規程第4条第2項により、下記のとおり許可します。

記

入居許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
入居を許可する留学生宿舍	所在地	
	建物の名称	
	号 室	

（注意）

- 1 入居を許可された者は、許可を受けた日から15日以内に入居するとともに入居届兼誓約書を事務局長に提出してください。
- 2 公立大学法人奈良県立大学外国人留学生宿舍に関する規程を遵守してください。
- 3 公立大学法人奈良県立大学外国人留学生宿舍に関する規程第8条に該当するときはこの許可を取り消す場合がありますので、注意してください。

第3号様式（第4条関係）

入居届兼誓約書

年 月 日

公立大学法人奈良県立大学事務局長 様

奈良県立大学留学生宿舎に入居しましたので、公立大学法人奈良県立大学外国人留学生宿舎に関する規程第4条第4項により、下記のとおり届け出ます。

入居に当たっては同規程を遵守することを誓います。遵守できない場合は入居の許可の取り消し又は退去処分を受けても異議ありません。

署名	
----	--

記

入居日	年 月 日	
入居した 留学生宿舎	所在地	
	建物の名称	
	号 室	

第4号様式（第9条関係）

退去届

年 月 日

公立大学法人奈良県立大学事務局長 様

奈良県立大学留学生宿舎を退去しますので、公立大学法人奈良県立大学外国人留学生宿舎に関する規程第9条第2項により、下記のとおり届け出ます。

署名	
----	--

記

退 去 日	年 月 日	
入居許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
退 去 する 留 学 生 宿 舎	所 在 地	
	建物の名称	
	号 室	
退 去 後 の 連 絡 先	住 所	〒
	電 話 番 号	